



山口労基発 0902 第 1 号
令和 6 年 9 月 2 日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局労働基準部長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

また、1 週間の所定労働時間数がフルタイムの正社員のおおむね 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満であるパート・アルバイトについても、健康管理の観点から、健康診断を実施することが望ましいとされています。

本年度の強化月間については、下記の取組を実施することとしておりますので、趣旨を御理解の上、別添 1 から別添 9 のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 2 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施するまでの留意点

- (1) 1 の (1) については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を

徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の（3）については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。

(2) 1の（4）については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の（5）については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

(3) 1の（6）については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等（※1）により、その利用を勧奨していただきたいこと。

(4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

(5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※2）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等（※3）を活用した「体力つくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※4）
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリスト（※7）や6つのチェックツール（※8）を活用した目のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（※9～11）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

(※1) 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001255882.pdf>

(※2) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyou_sei/anzen/index.html

(※3) 体力つくり国民運動（「体力つくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm

Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

(※4) がん検診普及啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>

(※5) 働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ

<https://w-health.jp/>

(※7) アイフレイルチェックリスト

<https://www.eye-fail.jp/checklist/>

(※8) 6つのチェックツール：

<https://www.eye-fail.jp/checklist/tenken/>

(※9) 眼科検診に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

(※10) 眼底検査に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

(※11) 緑内障に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
- 特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。**

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

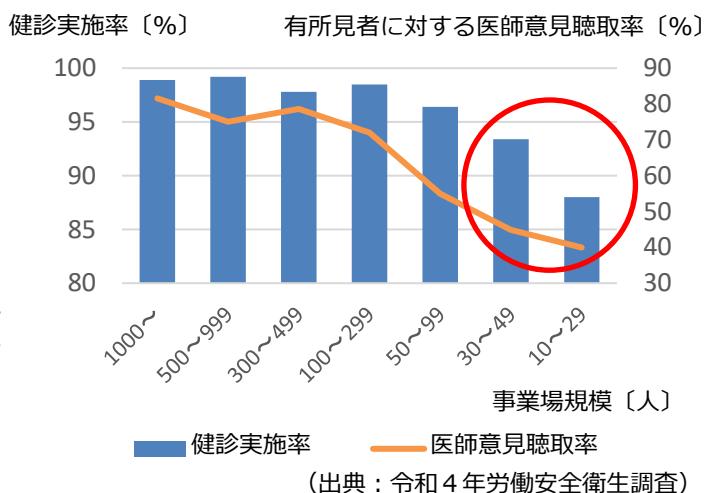
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針→



〈事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合〉



〈地域産業保健センターのご案内〉

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※ 1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※ 2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正についてに基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象となる40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

- 事業場における産業保健の推進を図るために、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
 - (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力つくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
 - イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
 - ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
 - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも…

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただると、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



子宮頸がんについて

- わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30～40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- 検診は2年に1度定期的に受けてください。ただし、月経（生理）以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- 精密検査はコルポスコープ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つけられない場合もあります。
- 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。*

*精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。（医療機関の検診精度向上のため）

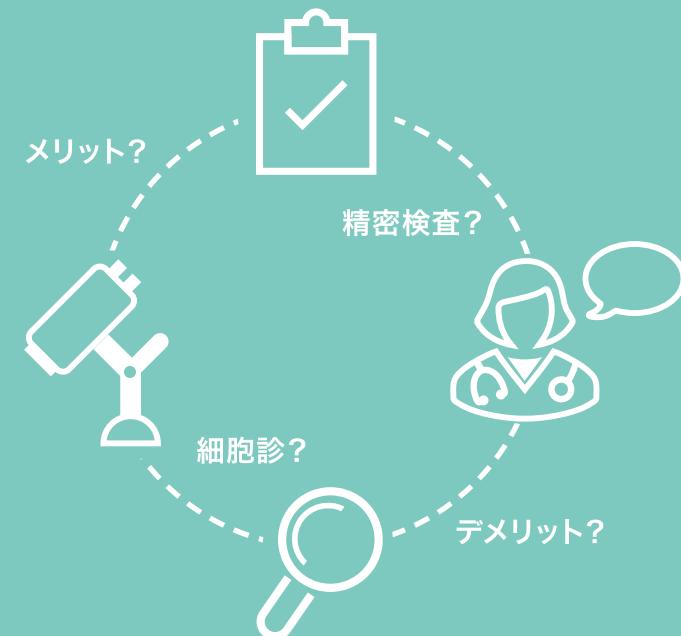
これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診

「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についてもっと詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報を届けています。

国立がん研究センター
がん情報サービス ganjoho.jp

国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班



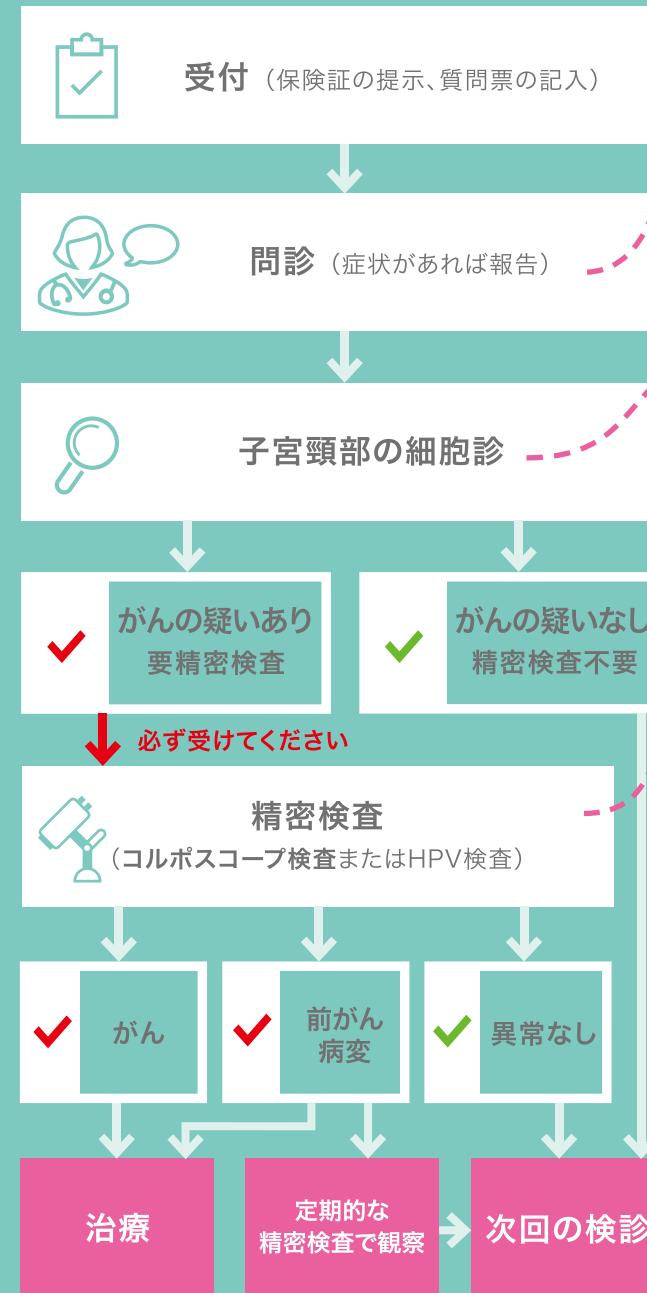
子宮頸がん検診を受ける前に…

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率、罹患率を減少させることができることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくとも「要精検」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治癒してしまうものも多いために、結果的に不必要的精密検査や治療を受けなければならない場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

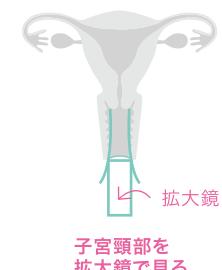
子宮頸部の細胞診

子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。
*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。



精密検査はコルポスコープ検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルポスコープ検査で詳しく調べます。コルポスコープ(腔拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つかれば、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルポスコープ検査が必要かどうかを判断することもあります。



検診は20歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。



乳がんについて

- わが国では女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。
- 検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します。
- 検診は2年に1度、定期的に受けて下さい。ただし、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液ができる、乳頭の湿疹やただれなどの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- 精密検査はマンモグラフィの追加撮影、超音波検査、細胞診、組織診などで、これらを組み合わせて行います。
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけられない場合もあります。
- 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。※

※精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

これから受ける検査のこと 乳がん検診



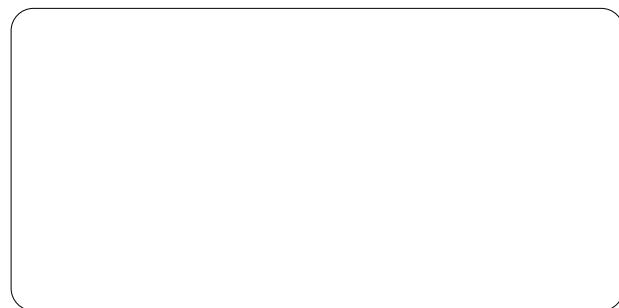
「乳がん」「がん検診」などのがんの情報についてもっと詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。

国立がん研究センター
がん情報サービス

ganjoho.jp



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。



発行：国立がん研究センターがん対策情報センター

がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月

協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

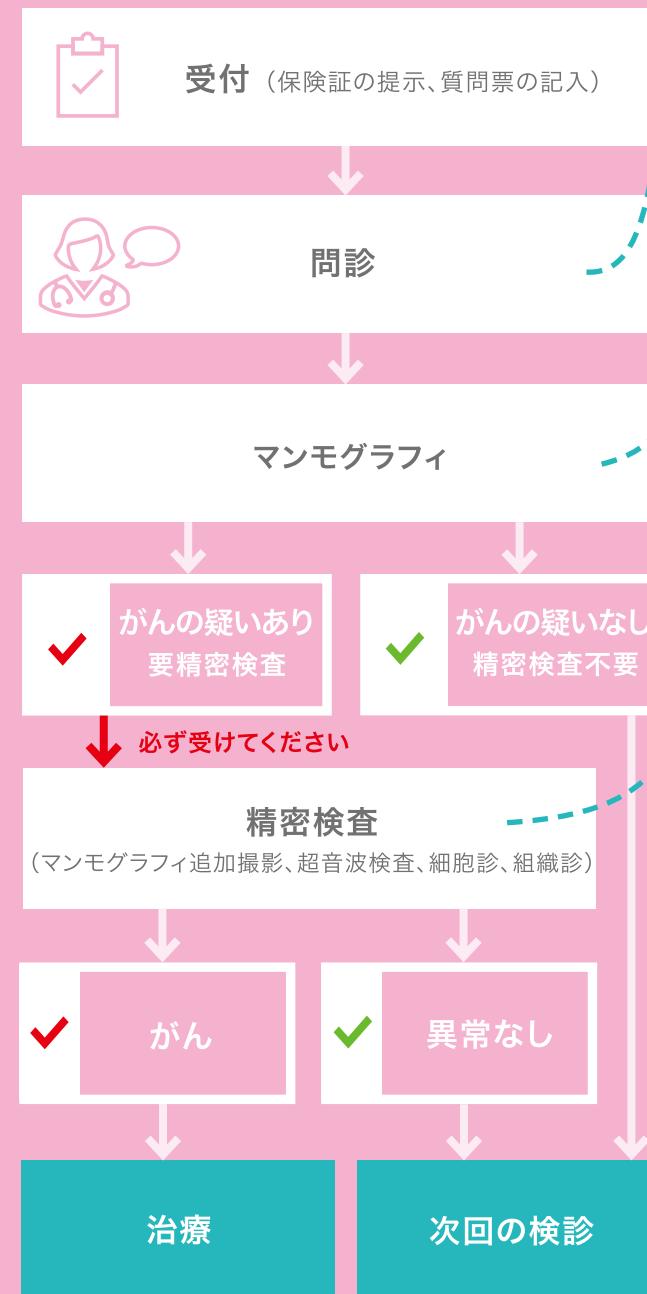
乳がん検診を受ける前に…

乳がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。自治体で推奨している乳がん検診(マンモグラフィ)は「死亡率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、40歳以上の女性は2年に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくとも「要精検」と判定されたり、放置しても死に至らないがんが見つかったために、不必要的治療を受けなければならない場合もあります。

しかし、乳がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

乳がん検診の流れ

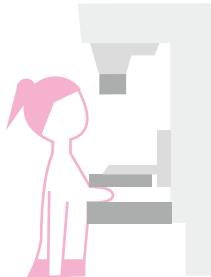


気になる症状がある場合

マンモグラフィでは見つけにくいがんもあります。早期の乳がんは自覚症状がないことが多いですが、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。症状がある場合は、自治体の乳がん検診を待たず、すぐに乳腺外来のある医療機関を受診してください。

マンモグラフィ

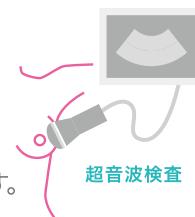
マンモグラフィは小さいしこりや石灰化を見つけることができます。乳房を片方ずつプラスチックの板で挟んで撮影します。乳房が圧迫されるため痛みを感じることもありますが、圧迫時間は数十秒ほどです。また放射線被曝による健康被害はほとんどありません。



- 視触診検査は推奨されていませんが、マンモグラフィとの併用に限り、視触診検査が行われる場合があります。

精密検査について

マンモグラフィ追加撮影
疑わしい部位を多方面から撮影します。
乳房の超音波検査
超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。
細胞診、組織診
疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を採取し悪性かどうか診断します。



超音波検査

検診は40歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

乳がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

がん対策推進企業アクション

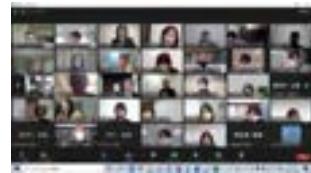
無料でも、ここまでできる会社のがん対策!
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進/パートナー登録証をお送りします



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



毎月最新の情報をNewsとしてお届け



YouTubeでも議長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



推進パートナー登録で中川先生監修の“がん教育eラーニング”を何名でも無料で受講できます!

▶ がん対策推進企業アクションとは?

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川恵一先生をアドバイザリーボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」?

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがんに罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの?

e-ラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの
登録フォームから
お申し込みください

事務局にて確認後
登録手続きを行います

登録手続き完了後
登録証などを
お送りします

登録完了



働く女性の健康推進に取組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

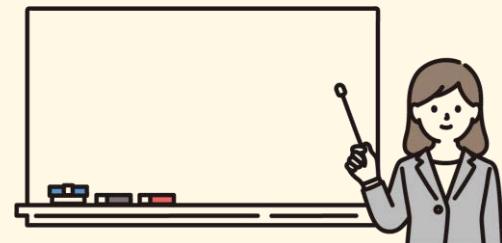
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の配慮や相談しやすい職場環境の整備等）することが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けに研修を実施していますので、ぜひ受講してください。



2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相談センターにご案内するなど、産業保健総合支援センターの保健師が連携コーディネーターとして支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tqid/578/default.aspx>



その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだりいいのか、様々なヒントが掲載されています。

企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)

- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

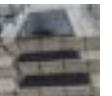
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

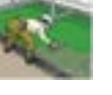
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
▶適切な通路の設定
▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶設備、什器等の角の「見える化」

- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる


「滑り」による転倒災害の原因と対策

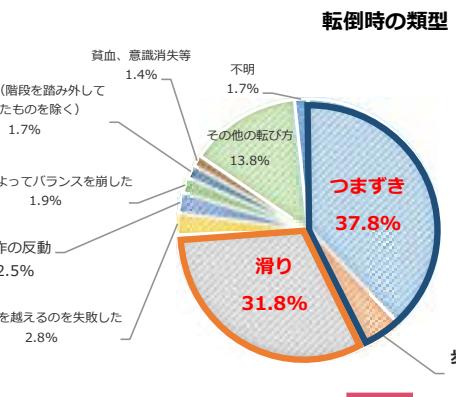
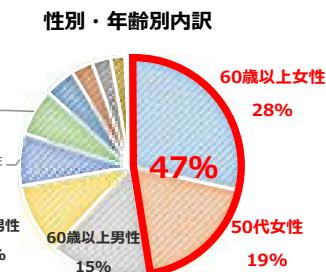
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)

- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
▶防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
▶隣接エリアまで濡れないよう処置

- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

別添7



主な原因と対策

転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

転倒したのは…



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

<その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト



中小規模事業場
安全衛生サポート事業



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

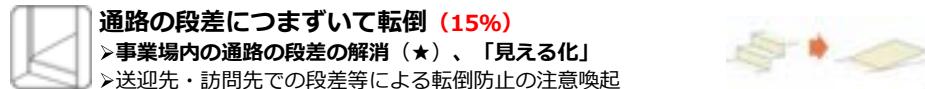
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 - >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - >走らせない、急がせない仕組みづくり



- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)



- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 - >設備、家具等の角の「見える化」



- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)

>介助の周辺動作のときも焦らせない
介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ

- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)

>適切な通路の設定
>敷地内駐車場の車止めの「見える化」



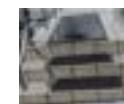
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)

>労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)

>従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)



- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)

>防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
>滑りにくい履き物を使用する
>脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置

- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)

>水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)



- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)

>雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

>送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

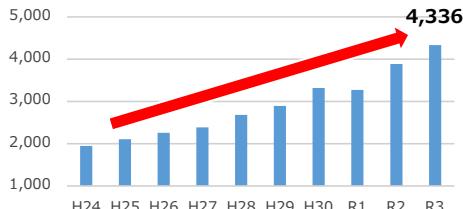
(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

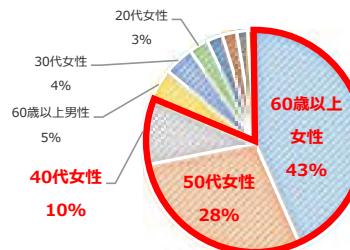


転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

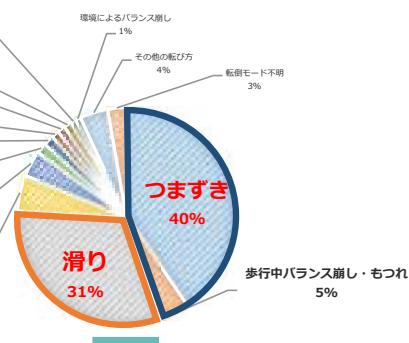
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

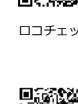
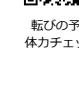
一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください



特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう



現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5)

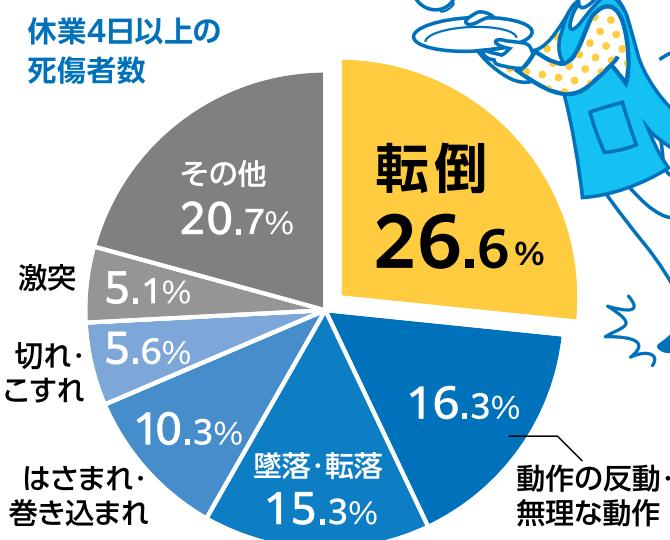
働く人の「見えにくい」を放っておかないで！



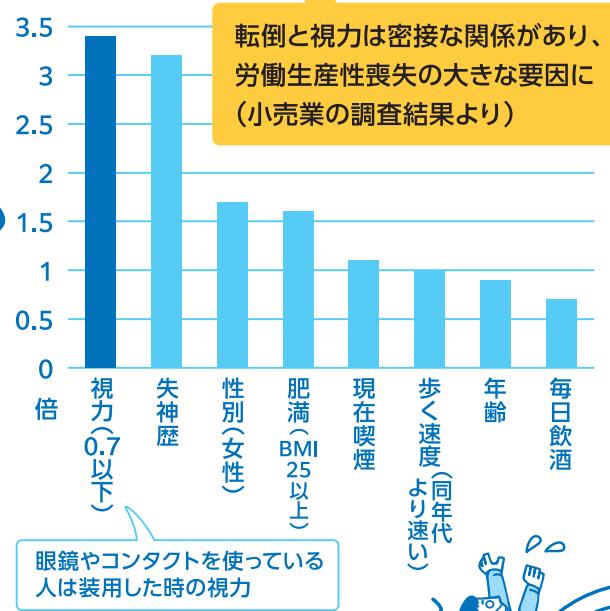
職場の安全点検は、一人ひとりの目の点検から！

転倒の労災休業見込み日数は
48.5日(平均)

視力0.7以下の転倒災害は
3.4倍



出典：厚生労働省 労働災害発生状況(2023)



河津、志摩ら
第32回日本産業衛生学会全国協議会(2022)

見えにくい状態のまま働いていると、作業ミスや確認不足、事故につながります。
職場の安全を守るために、眼底検査をして目の病気を早期発見しましょう。



「見えにくい」に潜む病気を調べるには？

視力検査だけではわかりません

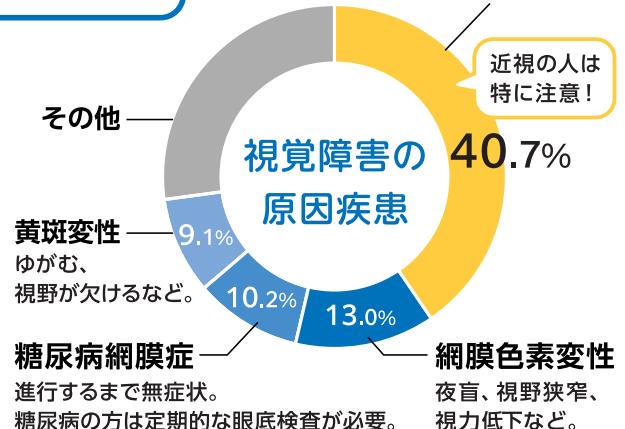


視覚障害の原因の80%以上が眼底の疾患です。機能回復ができないものも多く、早期発見が大切ですが、初期は視力が下がらず自覚がないことが大半です。眼底検査なら早期に眼底の病気を見つけることができます。

年1回、眼底検査を！

緑内障

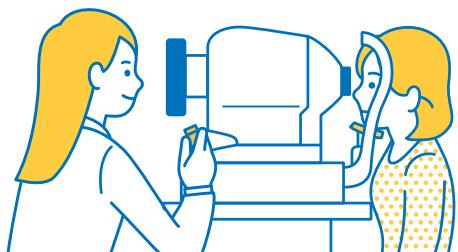
徐々に視野が狭くなる。
日本で失明原因の第一位。



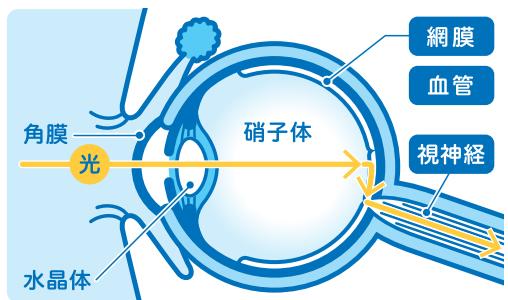
近視の人は特に注意！

Matoba R, et al. Jpn J Ophthalmol. 2023

眼底検査ってどんな検査？



眼底とは眼の奥部分で、病気を発見するための大変な情報がたくさん詰まっています。眼底検査では、血管や網膜、視神経を調べます。少しまぶしいですが、痛みはありません。



アイフレイル（加齢による目の機能低下）の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

| | | | | |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 1 目が疲れやすくなった | 2 夕方になると見にくくなることが増えた | 3 新聞や本を長時間見ることが少なくなった | 4 食事の時にテーブルを汚すことがたまにある | 5 眼鏡をかけてもよく見えないと感じることが多くなった |
| 6 まぶしく感じやすくなった | 7 はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた | 8 まっすぐの線が波打って見えることがある | 9 段差や階段で危ないと感じたことがある | 10 信号や道路標識を見落としそうになったことがある |



パートタイム労働者※ の健康診断を実施しましょう

正社員の週所定労働時間の**3/4以上働く**パートタイム労働者に対しては、健康診断を実施する**義務**があります。

正社員の週所定労働時間の**1/2以上3/4未満働く**パートタイム労働者に対しては「健康診断を実施するのが**望ましい**」とされています。

一般健康診断の実施義務等

| | | パートタイム労働者 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------------------------|-------|----------------|-------|------------------------------------------|----------------|-------|
| 契約形態 | | 正社員 | ○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約（契約更新により1年以上になる場合を含む） | | | | ○契約期間が6月以上1年未満の有期契約（契約更新により6月以上になる場合を含む） | | |
| 週所定労働時間（比率） (対正社員) | | | 1 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 |
| 一般 健康 診 断 | 雇入時の健康診断 | ◎ | | | | | △ | | |
| | 定期健康診断 (1年以内に1回) | | ◎ | ◎ | ○ | △ | | | |
| | 特定業務※への配置換え時 に行う健康診断 | | | | | | ◎ | ○ | △ |
| | 特定業務従事者の定期健康 診断（6月以内に1回） | | | | | | | | |

- : 労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。
- : 法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成5年12月1日基発第663号）により実施が望ましいとされているもの。
- △ : 実施根拠規定がないもの。
- ※ : 労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務（深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務等）

※ パートタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が正社員に比べて短い労働者をいいます。

健康診断の費用負担等

(1) 労働安全衛生法に基づき実施される健康診断の費用

労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担すべきものです。

(2) 一般健康診断の受診時の賃金支払い

受診時に要した時間の賃金は、労使協議により定めるべきですが、受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとされています。

事業者健診の優先等について

(1) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）の対象者については、事業者健診（労働安全衛生法に基づく一般健康診断）を優先していただき、特定健康診査と共通する検査項目は、保険者に対して定期健康診断の結果を提供することにより、重複実施を避けることができます。

(2) 生活習慣病を予防するために実施される健康診断（健康保険法第150条）を、事業者が実施する一般健康診断として労働者に受けさせる場合には、

①業務歴の調査等労働安全衛生法で定められた健診項目を満たす必要があること

②その費用は事業者が負担する必要があること

③事業者は健康診断個人票を5年間保存する義務があること

に留意してください。

